

令和6年第10回（定例）高砂市教育委員会 会議録

令和6年7月25日午後1時30分高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室2において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	神尾 信作
委員	吉屋 章

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	平山 健二	教育総務課長	石原 里美
生涯学習課長	四方 亮輔	学校教育課長	福永 慎也
学校教育課主幹	高橋 千春	青少年センター所長	長谷川 竜平
学校教育課副課長	神吉 真紀	教育総務課係長	長谷川 宏輔

本日の会議に付した事件

議案

- 1 令和6年度高砂市教育委員会表彰の被表彰者の決定について
- 2 高砂市教育振興基本計画策定検討委員会委員の委嘱について
- 3 令和6年度社会教育関係団体の認定について
- 4 高砂市教育委員会事業後援について
 - (1) 第48回兵庫県高等学校総合文化祭
 - (2) たかさご祭りBOOST

協議事項

- 1 高砂市立学校条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 2 高砂市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 3 高砂市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 4 高砂市立荒井幼稚園と荒井こども園との統合に伴う規則等の改正について

報告事項

- 1 庁内委員会委員の任命について
- 2 高砂市教育委員会事業後援について

その他

1 8月行事予定について

議 事 議案 1 令和 6 年度高砂市教育委員会表彰の被表彰者の決定について

○教育長 議案 1 令和 6 年度高砂市教育委員会表彰の被表彰者の決定についてお願いします。

○事務局 4 月に各学校長やその他の教育機関の長から推薦を募った結果 24 名の推薦があり、被表彰者選考委員会を 6 月 27 日に開催しました。

選考委員会では、高砂市教育委員会表彰内部規程第 2 条と高砂市教育委員会表彰に関する推薦基準に該当しているかを協議し、24 名中 20 名がこの基準に適合するということを確認しました。24 名中 4 名の方は、残念ながら今のところ基準に合っていなかったため今年度は見送り、1 ページに掲載されている 20 名の方々を選考委員会より表彰者として推薦します。

2 ページ以降に、お一人ずつの業績の概要を掲載しており、各学校において長きにわたり御尽力いただいた方や、学校経営、子供たちへの指導、学力向上、教科等の研究、部活動の指導などについて、それぞれ顕著な成績を上げられた方々です。

表彰式は 8 月 22 日の次回定例教育委員会の前に開催したいと考えております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見ございませんか。

(休憩 午後 1 時 33 分)

(再開 午後 1 時 38 分)

○教育長 休憩中に選考基準について、また選に漏れた方の理由について説明がありましたが、議案 1 の被表彰者の決定について、この 1 ページ目のおりにしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案 1 令和 6 年度高砂市教育委員会表彰の被表彰者の決定については原案どおり可決とします。

議 事 議案 2 高砂市教育振興基本計画策定検討委員会委員の委嘱について

○教育長 議案 2 高砂市教育振興基本計画策定検討委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 教育振興基本計画は、現在、アンケート調査の回答の分析や、骨子の作成、市長部局と内容の調整を進めているところです。本計画の策定におきまして、幅広い意見を反映するために、高砂市教育振興基本計画策定検討委員会を設置いたします。12 ページの設置要綱第 3 条の第 1 項で委員会は委員 12 人以内で組織し、

第2項で委員構成が定められております。これによりまして、代表校園長や商工会議所等各種団体からの推薦もいただき、公募委員も応募がありました。

11ページに12名の委員名簿案を添付していますので委嘱について御審議願います。

○教育長 事務局より説明が終わりました。議案2の委員の委嘱につきまして、御意見、御質問ございませんか。

○委員 委員の任期は何年ですか。

○事務局 令和7年3月31日の計画策定をもって任期は終わります。

○教育長 委員名簿のとおり委員を委嘱させてもらってよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案2 高砂市教育振興基本計画策定検討委員会の委員の委嘱については原案可決とします。

議 事 議案3 令和6年度社会教育関係団体の認定について

○教育長 議案3 令和6年度社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 令和6年度高砂市社会教育関係団体登録申請団体の一覧表を13ページに、14、15ページに社会教育関係団体登録要綱を添付しております。今年度も、令和5年度と同様11団体申請、更新で申請していただいております。今月18日に開催した社会教育委員の会議で、この11団体の登録の承認を得ましたので、本日の教育委員会で承認していただきましたら、登録基準日の8月1日付で登録したいと考えております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。新規はないですね。

○事務局 ないです。

○教育長 分かりました。御意見、御質問ございませんか。

○委員 この登録団体の数ですけれども、大分減りましたか。

○事務局 去年と同じです。

○委員 去年と同じですか。ここ数年では。

○事務局 前々年度までは12団体です。ボーイスカウトさんが会員募集しても集まらないので、団体自体が解散になったとお聞きしています。

○委員 分かりました。もう少しあったというイメージがあったので。

それと、この社会教育団体に登録していることによるメリットは、会場が使える、割引が使えるとかはあると思うのですが、登録する意義というのがよく分からないのですが。

○事務局 14ページに要綱を添付しており、第6条が登録の効果になります。委員が言われた施設の使用料の減額は(1)に地域交流センター及び市立の小中学校の施

設の使用料の減額とあります。(2)には社会教育に関する必要な資料の提供及び情報の提供、(3)にはその他活動に関する相談及び助言などの側面的な援助と3項目が規定されております。

○教育長 よろしいですか。ほかはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、13ページにあります登録申請団体を社会教育関係団体と認定させていただくことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案3 令和6年度社会教育関係団体の認定については原案可決とします。

議 事 議案4 高砂市教育委員会事業後援について

○教育長 議案4 高砂市教育委員会事業後援について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 7月17日に第48回兵庫県高等学校総合文化祭の実行委員会から第48回兵庫県高等学校総合文化祭という事業の名称で申請があったものです。

事務局として1点、気になったところがありましたので、今回、議案とさせてもらっています。18ページですが、県内のいろんなホールなどで各部門に分かれて、開かれるんですけども、この表の放送文化部門の高砂市文化会館だけが一般入場が不可となっていましたので、こういう場合、委員さんのほうではどう思われるかなというのが疑問に思いましたので、今回上げさせてもらっています。

平成29年度にこの大会が開かれた際に、高砂市内の総合体育館でマーチングバンドの部門が、会場として申請が上がっており、承認しているというのは確認しております。

不可ということで確認したところ、卒業生とその参加者の保護者は見学できますが、一般の方は入ってもらえないということで連絡を受けています。

○委員 何をするんですか。

○事務局 詳しくは聞いていないのですが、NHK杯とかの高校野球の開会式の司会が、この放送文化の部門で事実上決まるため、以前、放送部員と関わりのない高校野球ファンから大会を見学できるかとの問合せがあったこともあり、安全面を考えて、参加生徒と関係ない一般の方には入ってもらわないようにしましたという回答はいただきました。

○委員 放送部のコンクールみたいなものですか。

○事務局 そういうことだと思います。

それで、ここで優勝したら高校野球の開会式の司会ができるということかなと思います。

○委員 混乱を避けるために一般入場を不可にしたということですね。

- 事務局 はい。
- 委員 それぞれ出演者さんもいっぱい来ていて、放送の仕方とか、朗読の仕方というのを争って、総合評価で見るということですよ。そうしたら応援するわけでもなく、聞くのは聞くはどうなんだろうと思いますけれども、実際に一般の方の入場はなしでずっとやられてきているということですよ。
- 事務局 はい。
- 委員 運営上の問題だということで、いいですよ。
- 教育長 よろしいですか。
- 委員 はい。
- 教育長 よろしいですか、質問はないですか。
- （「はい」と呼ぶ者あり）
- 教育長 分かりました。それでは、兵庫県高等学校総合文化祭についての後援申請を許可するという事によろしいですか。
- （「はい」と呼ぶ者あり）
- 教育長 （１）兵庫県高等学校総合文化祭についての後援申請については原案可決とします。
- 続きまして、（２）をお願いします。
- 事務局 資料２１ページのたかさご祭りBOOSTは新規のイベントです。主催者は一般社団法人高砂青年会議所で実施日が１０月２７日、全市民対象で、総務課にお聞きしましたところ高砂市も許可するという事です。事業目的は高砂の夢を募集したところ秋祭りの「やっさ」に関する夢が多く寄せられ、選考されたので、「やっさ」に触れる機会を提供することです。具体的な事業内容は、外国人と一緒に「やっさ」を担ぐことです。70周年記念に「やっさ」を出したいということを考えておられるようなんですけども、この中身が、祭りということもあって、宗教との関わりがあるかなと思ひ、教育委員会としては、どうしたほうがいいのかということで議案として上げさせてもらいました。
- 教育長 事務局より説明が終わりましたが、御意見、御質問ございますか。
- 委員 神事との関わり合いというのが、よく分からないんですけども、秋祭りというのはもともと神事ですよ、それをイベントとしてやるということになると、神社さんのほうはどういうふうを考えていらっしゃるんでしょう。
- 事務局 そこまでは確認はできていません。
- 委員 そうですか。もともと神事なので、そちらのほうにちゃんと御納得のいく回答をいただいてから考えたほうが良いと思います。やっぱり簡単にイベントにしてしまうというのはどうなのかなと思いますので。
- 委員 これは高砂神社の祭りですか曾根の天満宮じゃなくて。
- 事務局 異なる神社の氏子を一堂に集めるということです。
- 委員 異なる神社ですか。

- 教育長 異なる神社から集めてくるということですね。
- 事務局 あざみ公園に集める予定です。
- 委員 あざみ公園はどこにありますか。
- 事務局 南庁舎のずっと東に行ったところにある公園です。
- 委員 神事をするために1か月前から曾根天満宮へ行ってみそぎ等いろんなことをやったりとかじゃなくて、神事の部分が抜けて、一つの神社に偏ることなく、いろんな神社が集まって、一つの文化としてそれなりのものに関して興味を持っていただこうと、地元の人でないと触れられない「やっさ」をほかの人たちに触れてもらうという形で高砂の文化の、まちのPRも兼ねて、みんなに興味を持ってもらうことに関してだったら構わないと思います。

(休憩 午後1時58分)

(再開 午後2時05分)

- 教育長 皆さんの御意見を伺いました。文化財、伝統文化、民俗行事という形でとらえている。高砂市のPRにもなるということと、神事に関係したものではないということで、承認いたします。一つ疑問が出たのは、各神社との関係性はどうかということです。それにつきましては、自治会が所有している「やっさ」であるので、各神社への了解は取らなくてもよいのではないかという意見が出て話し合いました。そのために、現時点においては承認するということがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 教育長 場所とか、やり方であるとか、どのぐらいの台数であるかによって、方向性が変わってくるかもしれません。それについては、また検討がなされた上で、実施されると思います。だから、許可はするけれども、実施されない場合があるということで御理解いただいたらと思います。
では、承認することをお願いいたします。

- 議 事 協議事項1 高砂市立学校条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議 事 協議事項2 高砂市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議 事 協議事項3 高砂市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部

- 教育長 協議事項の1、2、3をまとめて御協議いただきたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 協議事項1から3について、まとめて御説明いたします。
高砂市立学校条例の一部を改正する条例、高砂市立学校施設使用条例の一部を改正する条例、高砂市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてでございます。

まず、5月に開催されましたこちらの教育委員会で、市立荒井幼稚園と荒井こども園との統合に向けた、保護者説明会等について御報告をいたしました。その後も引き続き説明を行っております。その内容について報告をお願いいたします。

○事務局

7月17日水曜日に、荒井町連合自治会に、荒井幼稚園と荒井こども園との統合について説明をさせていただきました。荒井幼稚園の現状を踏まえた上、昨年度より庁内で検討した結果、令和7年4月1日より荒井幼稚園を荒井こども園へ統合するという内容の説明でございます。

その中で異議はなく、荒井町連合自治会にも御理解をいただくことができましたので、御報告させていただきます。

○事務局

これらの説明会等を経まして、地域や保護者の理解を得たということで、令和7年度より荒井幼稚園を荒井こども園に統合する方向で、市全体で事務を進めてまいります。

今回の協議事項は、令和7年度以降、荒井幼稚園の統合により市内に公立幼稚園がなくなることから、教育委員会が所掌する条例や規則において、幼稚園に関する文言を削除するという内容の改正となっております。

条例3つについて御説明いたします。

高砂市立学校条例の一部を改正する条例では、第2条第1項の「高砂市立幼稚園を置く」という規定を削除し、第2項の「市立小学校及び中学校を置く」という規定を第1項に移し、第3条の「高砂市立幼稚園並びに」という文言を削除し、第4条の「利用者負担額」に関する規定を削除し、別表の「幼稚園」に関する文言を削除いたします。

高砂市立学校施設使用条例の一部を改正する条例では、第4条の「園長又は」の文言を削除いたします。

高砂市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例では、第1条の「幼稚園」の文言を削除いたします。

こちら3つの条例は、この教育委員会の協議を経まして、例規審議会に諮り、高砂市議会9月定例会の提出議案として教育委員会にて御協議いただいた後、定例会に提案したいと考えております。

○教育長

事務局の説明が終わりましたが、協議事項1、2、3につきまして、御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長

それでは、協議事項1、2、3につきましては承認するというようお願いいたします。

議 事 協議事項4 高砂市立荒井幼稚園と荒井こども園との統合に伴う規則等の改正について

○教育長 協議事項 4 高砂市立荒井幼稚園と荒井こども園との統合に伴う規則等の改正についてよろしくお願いします。事務局お願いします。

○事務局 先ほどの条例と同様に、荒井幼稚園と荒井こども園の統合に伴いまして、教育委員会が所掌する 8 つの規則等について、幼稚園に関する文言を削除する改正を行うものでございます。

高砂市教育委員会の学校その他の教育機関の長に関する事務委任規程の一部を改正する規程は、第 1 条及び第 2 条におきまして、「幼稚園長」という文言を削除いたします。

高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則は、第 3 条の事務所掌の表で「幼稚園教諭」や「幼稚園」の文言を削除いたします。

高砂市教育委員会の組織における職員の基準に関する規程の一部を改正する規程は、第 4 条の「幼稚園長」という文言を削除し、第 5 条全文を削除いたします。

高砂市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則は、第 2 条の「教諭」の文言を削除いたします。

高砂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則は、別表の 6 番から 8 番の「幼稚園の印、幼稚園長の印」を削除いたします。

高砂市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、第 2 条の「幼稚園の学期」を削除し、第 2 条の 2 第 1 項第 4 号の「幼稚園の夏季休業日」を削除し、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 項、第 5 条、第 5 条の 2、第 5 条の 3、第 5 条の 4 では「園長」の文言を削除し、第 10 条では「幼児」という文言を、第 10 条から第 16 条までは「園長」という文言を削除いたします。

高砂市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則は、第 2 条の定義において、「市立幼稚園に勤務する教育職員」を削除し、第 3 条第 2 項の「幼児」の文言を削除いたします。

高砂市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求に関する規則の一部を改正する規則は、第 2 条の審査請求において「幼稚園」の文言を削除いたします。

教育委員会の権限に属する事務の補助執行について(協議)は、令和 3 年 3 月 25 日付で協議がなされている当該協議を令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止することについての協議書でございます。

規則等につきましては、本日御協議いただいた後、条例と同様に例規審議会に諮り、条例が議会で決定した後、教育委員会で議題としてお諮りし、令和 7 年 4 月 1 日から施行したいと考えております。また、本日、御協議いただいた条例・規則等以外にも改正が必要な要綱等もございまして、それらは年度末までにまとめて教育委員会にお諮りしたいと考えております。

- 教育長 協議事項4につきましての説明が終わりましたが、御意見、御質問はございますか。
- 委員 高砂市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則では、教諭、主任教諭、副主任教諭がなくなるのですが、これは幼稚園独特の職名だったんですか。
- 事務局 市所属の幼稚園の先生方の補職名が教諭でして、幼稚園がなくなることによって、この教諭という文言がなくなるということになります。
- 委員 分かりました。市所属の中での教諭ということで学校での教諭とは全く別だということですね。
- 教育長 他にございませんか。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 それでは、協議事項4は承認してよろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 協議事項4は了承するというごことをお願いいたします。
-

議 事 報告事項1 庁内委員会委員の任命について

- 教育長 報告事項1 庁内委員会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 学校教育室長を高砂市感染症連絡会議委員に任命したい旨の承認依頼がございましたので報告いたします。
- 教育長 事務局の説明が終わりました。御質問、御意見ございますか。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 報告事項1につきましては了承しました。
-

議 事 報告事項2 高砂市教育委員会事業後援について

- 教育長 報告事項2 高砂市教育委員会事業後援について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 1番第39回高砂市長旗争奪軟式少年野球大会から3番までが生涯学習課、4番から7番令和6年度東播磨・北播磨地区中学校教育研究会までが学校教育課で、それぞれの日に申請を受けまして、承認決定をしたものでございます。
- 教育長 事務局の説明が終わりました。どうでしょうか、御意見、御質問ございますか。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 分かりました。報告事項2は了承しました。
-

議 事 　　その他 1 　　8月行事予定について

○教育長 　　その他 1 　　8月行事予定についてお願いします。

○事務局 　　5日に教職員全体研修を、16日に全国大会出場者激励会があります。

1日午後1時半から南庁舎2階会議室2で臨時教育委員会を開催いたします。
22日に定例の教育委員会を行います。その前に、今回議決いただきました教育委員会の表彰式を1時半から開催し、その後、定例教育委員会を開催し、その後、総合教育会議を午後3時半から開催したいと考えております。総合教育会議の議題は、教育大綱と教育振興基本計画ほかを考えております。3つ重なりますが、そのような形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

○教育長 　　皆さんには申し訳ないんですけども、1時半に集まっていただいて、表彰の場には参加していただきたいと思います。

(休憩 午後2時27分)

(再開 午後2時58分)

○教育長 　　その他 1 　　8月行事予定については了承しました。

令和6年7月25日 午後2時58分 教育長会議の閉会を宣告
